

近松門左衛門の出生地について

三好 修一郎

一

近松門左衛門の出生地については、近松が淀藩士杉森氏の出であることが明らかにされ(注1)、同家系譜の現存の事実とその一部の写真紹介(注2)や、詳細な杉森家系譜及び親類書(控)の調査報告(注3)、また福井藩資料との事実照合を経て、越前国であることが大方の支持する説となった。

すなわち、杉森家系譜において「斎之助後市左衛門」と記される近松の父杉森信義を、祐田善雄氏は、福井藩の資料『続片聾記 下』(注4)が「吉江へ御附人之面々」の一人として記す「杉森作右衛門」と同一人と推定した(注5)。森修氏は、「もし近松の父の幼名を斎之助といい、のち市左衛門といわれるまえに、作右衛門と称した時期があったとすれば、好都合である」が、「文献的に確証性はない」としながらも、近松の出生地について、『片聾記』(注6)における兵部大輔昌親(後の吉品)の履歴を踏まえて、次のように記している(注7)。

父忠昌が死んで正保二年(一六四五)、吉品が吉江に分封された時はまだ六才である。そこで吉品は承応元年(一六五二)、一

三才で元服し、明暦元年（一六五五）、一六才になって、はじめて吉江の地におもむいている。それまでは福井にいたわけである。そこで近松の父信義が吉品に従うて、吉江に行ったとしても、明暦元年以後のことであろう。近松はそれ以前の承応二年（一六五三）に生れているゆえ、生れたところはけつきよく福井の地ということになる。

ところで、右の引用文中、「近松の父信義が吉品に従うて、吉江に行ったとしても、明暦元年以後のことであろう」という推定は、入部以前、吉品は福井にいたということと、入部に関する『越藩史略』（注8）の「明暦元年（中略）六月十一日入吉江第或云二
十一日此時大安公注、光通
ノコト遣四十余士従公」という記載に拠っている。

つまり、昌親（吉品）が明暦元年に吉江入部した際、福井本藩を継いだ兄の光通が四十余士を庶弟に従わせたのならば、家臣たちの吉江入りは、当然、明暦元年以降になるだろう、という理解である。

同書は、右の引用文に続けて、知行取（二十二）人・切米（七）人・扈從（十八）人の計四十七人の名を列記するが、知行取中の十六人は、先の「吉江へ御附人之面々」（総勢十九人）に一致する。後述するが、「吉江へ御附人之面々」の申し渡しは、正保三年（一六四六）正月と考えられる。また、「吉江へ御附人之面々」以外にも、入部以前に召し出された者もいた。したがって、明暦元年（一六

五五)、昌親(吉品)の吉江入部以降、四十余士全員が吉江入りしたと見なしていいかは甚だ疑問である。

そして、何より『越藩史略』の先の引用箇所の手前には、「正保二年乙酉。秋八月 隆芳(忠昌の諡号―稿者注)逝。冬十一月十九日。將軍家分封公二万五千石。三年丙戌。四月廿七日公与高照公及振姫君如江戸。」という記載があるのである。

傍線部に関して、福井藩の別の史書『越州御代規録』(注9)には、「同年(正保三年―稿者注)四月廿七日 辰之助君御母公并振姫君江戸御発足」とある。

辰之助(昌親の幼名。福松とも)は、正保三年四月二十七日、母と妹の振姫と共に江戸に下向し、吉江入部の時まで江戸在住だったのである。したがって、先の引用文中の「それまでは福井にいたわけである」は、事実誤認ということになる。

では、正保三年の江戸下向後、明暦元年の吉江入部に到るまでの間、家臣たちはどこに居たのだろうか。また、その間、吉江藩の行政はどのようになっていたのだろうか。

ともあれ、「近松はそれ以前の承応二年(一六五三)に生れているゆえ、生れたところはけっきょく福井の地ということになる」という通説は、今一度、検討の必要があるだろう。

在藩期間二十数年の吉江藩に関する史料は皆無に等しいが、同時に分封となった庶兄昌勝の松岡藩（五万石）に関する史料は、相当数残されている。五万石と二万五千石という規模の違いはあるが、同藩の分封から入部に到る動向は、吉江藩の動向を相当程度示唆していると考えられる。

また、先に森氏も調査に当たっている福井藩の史料の再吟味や、新しい資料の掘り起こしによって新たな手掛かりが得られるかもしれない。

先ずは、松岡藩の史料を取り上げることとする。

『松岡分限帳』（注10）に、「正保三年戊正月十三日於江戸ニ御人分ケ相極リ同月廿五日永見志摩宅ニ而申渡ス。」とあり、『続片輦記』が記す「御家督之時松岡へ御附人之面々」が申し渡された年月を知ることができるが、その折、「吉江へ御附人之面々」も決まり、申し渡されたと考えられる。

次に、『松岡御領御知行分之帳』（注11）は、内題に「丑年御知行分帳」とあり、慶安二己丑年（一六四九）、松岡藩の知行地となった各村々の高を記しているが、末尾に知行地決定に関して、「右之御知行分、双方家老其外奉行何茂相談之上、午歳より子年迄七年之間、国中御領分平均免を以、如是御知行分相極申者也、依如件（句読点は稿者）」とある。

すなわち、福井本藩・松岡藩双方の家老と奉行人たちが相談の上、寛永十九午歳（一六四二）から慶安元子年（一六四八）まで

の七年間の平均免を勘案して、「惣高合五万式百石」の松岡藩領の村が決定したのである。

吉江藩に関しては、知行分けの帳面が残っていない。しかし、『福井県史 通史編3 近世一』は、慶安二年八月、「中書様（松平昌勝）・辰之助様（松平昌親）御兩人様へ渡し申す御知行替知」が実施され、各給人へ算用所から「替知目録」が与えられている（奈良定一家文書・松平千秋家文書など）ことから、同藩でも「同じ方法で知行分けが行われたとみてよい」と記している。

続いて、松岡藩の城下の普請について触れる。

『国事叢記』（注12）に、慶安元年十一月三日、「松岡御館御勝手次第御普請可被成、御老中松平伊豆守殿被仰渡」、同年十二月三日、「松岡吉田郡千菊丸君御館吉江丹生郡辰之助君御館相定ル。千菊丸君御屋形志比口。辰之助君御屋形石場町。」とある。吉江御館の普請に対する仰せ渡しの記載は見られないが、一か月後に松岡・吉江双方の御館の所在が決定している事情を考慮するならば、当然、それに先立って吉江藩にも御館普請の仰せ渡しがあつたはずである。なお、双方の「御屋形」が福井城下に置かれたのは、分封に対する当然の配慮である。

『国事叢記』の記載をもう少し辿りたい。翌慶安二年九月、「侍屋舗割被仰付」、慶安五年六月十九日、「松岡大手口出来」、承応三年（一六五三）六月十九日、「松岡大手口出来」、そして承応三年六月二十三日、「昌勝君松岡江初而御入部」となった。

右に記した城下普請の進捗状況からすると、遅くとも慶安五年

六月以前には、侍屋鋪や御館の建物は竣工し、家臣団が松岡の地に居住して藩政に当たることが十分に可能であったように思う。

最後に、昌勝の松岡入部以前の藩政が、福井本藩との知行分け以降、「福井藩から自立して行われていた」(『福井県史 通史編3 近世一』)ことを証する事実を二点、示すことにする。

一点目、『松岡分限帳』における「御附人之面々」に関する記載の一部を抜き書きする。

三百石御分地之年御横目役慶安三寅町郡兩奉行 伊黒十郎右衛門
百五十石御代官慶安二丑御奉行役 佐近士市兵衛
百五十石慶安元子御金奉行御代官御水主頭 一柳弥惣右衛門

二点目、「日光御普請被仰付御奉書写」(『続片龔記』所収)は、慶安四年(一六五一)七月九日付、老中連署にての日光御普請仰付状と、昌勝から老中に差し出された請状の写しであるが、仰付状の宛先は「松平越前守殿・同中務大輔殿・同辰之助殿」とあり、その普請工事が福井本藩と支藩に命じられたことが分かる。

以上、松岡藩に関しては、藩主の入部以前、家臣団が松岡に居住し、藩政を執り行っていたことは、まず間違いないだろう。

さて、福井藩の史書において、近松の父杉森信義を指すと思われる名は、『続片聾記』の「吉江へ御附人之面々」十九人中と、『国事叢記』の「松平福松君附従」の二十人中に登場する。いずれも、「杉（用字としては「杵」―稿者注）森作右衛門」である。

また、『越藩史略』における「大安公遣四十余士従公」の中に、「木久森斎」という名が見られる。この人名については、後に触れることにする。

そこで、『続片聾記』の「吉江へ御附人之面々」十九人と、『国事叢記』の「松平福松君附従」二十人、更には『越藩史略』の「大安公遣四十余士従公」中の知行取二十二人と対応関係から探ってみたい。

まず、三書において同姓同名の者は、高屋善右衛門・波々伯部源之丞（允）・木滑金左衛門・落合小左衛門他十人である。その他の者を一覧表で示す。なお、同姓の者は重ねて表示した。

続片聾記	国事叢記	越藩史略
皆川平右衛門 杉森作右衛門 小栗金之丞 矢島次郎右衛門 朝日与右衛門	皆川左京 杉森作右衛門 小栗金之允 矢島四郎右衛門 小住小右衛門 朝日与一右衛門	皆川左京・皆川平右衛門 木久森斎 小栗金之助 矢島次郎右衛門 小住弥左衛門 朝日三大夫 溝口市左衛門

表中、杉森・小栗・小住・朝日に関しては、手掛かりが残されていないが、皆川・矢島・溝口を含め、三書に記載のある人物の半数以上に関しては、手掛りが残されている。『越藩諸士元祖由緒書』（以下、『由緒書』と略記 注13）と「諸士先祖之記（抄）」（以下、『先祖記』と略記 注14）の二史料である。

以下、それら二史料をもとに、明暦元年（一六五五）、昌親（吉品）の吉江入部に至るまでの家臣たちの動向を跡づけることにする。なお、両史料の引用に当たっては、適宜句読点を施した。

さて、『由緒書』の「皆川元祖勝照養子皆川多左衛門勝重」の項に、「（前略）忠昌公御代被召出。年号不知。落合左京と号して勤仕スルノ処、養父平右衛門方へ婿養子被仰付家督相続ス。其後吉品公御附人被仰付吉江へ罷越相勤候」とある。落合左京は、皆川平右衛門の娘婿になって家督を継ぎ、皆川左京を名乗っている折、「吉品公御附人」になったが、後に多左衛門と改名したということ、『国事叢記』の記載に合致することになる（注15）。

『由緒書』に、皆川左京と同様、「忠昌公御代被召出」、「其後吉品公御附人」に選ばれたと記される者は、高屋善右衛門・立岩儀右衛門他五人である。なお、立岩儀右衛門正長に関しては、嫡子儀右衛門正種に「於吉江正保四年跡知被下」とあるから、『越藩史略』の「四十余士」としては、正種が該当する。また、三書いづれにも記載のある落合小右衛門に関しては、『由緒書』『先祖記』ともに記載がないが、同じ落合姓の善兵衛義安に関して同断の記

述を行っている。

次に、波々伯部源之丞（允）は、「忠昌公御代被召出」は共通しているが、「吉品公御幼稚之時御守役被仰付」とあって、正保三年（一六四六）に新たに選ばれたというわけではない。

また、彼と共通するのが、『越藩史略』の「四十余士」の一人である溝口市左衛門勝重（吉品公御幼年之時分御守役被仰付、其節保科小左衛門と申候後名々字相改候）である。だが、彼は、嫡子「隆重五歳之時」、「病死」する。それでも、「家督無相違被下置候、（中略）隆重へ正保四年於吉江家督被下」ことになる。つまり、勝重は、正保三年以前に病死したため、「御附人」には選ばれなかったが、正保四年（一六四七）に嫡子隆重に家督が下された。したがって、明暦元年（一六五五）の「四十余士」に該当するのは、嫡子の市左衛門隆重ということになる。また、勝重の二男河崎三郎助も、「吉品公御代於吉江明暦元年被召出」ている。

続いて、木滑金左衛門は、「忠昌公御世被召出」、吉品の二歳年長の兄「長松君御抱守被為附御早世（寛永二十年―稿者注）ニ付吉品公へ御附被成御代々御奉公仕候」とあるから、先の波々伯部同様、「吉品公御幼稚之時」からの奉公となる。

このように、「吉江へ御附之人」「松平福松君附従」の者たちで、由緒の判明している者は全て、忠昌公の御代に召し出され、その後、吉品公の家臣になっており、先述の正保三年正月の「御人分け」が、忠昌家臣を割いてのものであることを裏付けている。

したがって、杉森家系譜の杉森信義に関する「越前宰相忠昌公勤小児（ママ）姓賜三百石後兵部大輔吉品公仕」（系譜甲）という記載は、杉森作右衛門と重なる経歴（「賜三百石」は、『国事叢記』に記載あり。）と見なすことができるだろう。

ところで、『由緒書』や『先祖記』には、三書には記載がないものの、同じように忠昌公の御代に召し出され、その後、吉品公の家臣になった人物たちの経歴が記されている。以下に、それらの人々を列記する。なお、（ ）内は、『由緒書』の記事である。

厚木半兵衛（以後吉江へ御附人ニ罷成）／小川治兵衛（寛永十九年吉品公へ御附人ニ罷成）／中根佐五右衛門（以後吉品公御幼少之時分より相勤）／成瀬加右衛門（吉品公へ御附人ニ被仰付吉江へ罷越相勤）／伊黒源兵衛（其後吉品公御附人ニ罷成）／岡田宗右衛門（吉品公御附人被仰付吉江へ罷越相勤）／林源助（吉江へ御附人ニ被仰付）

これらの人物たちと、先の三書が記す人物たちとの立場の違いについては不明とせざるをえない。後考を俟ちたい。

ただ、「吉江へ御附之人」「松平福松君附従」に挙げられる家臣名のうち杉森作右衛門以外は、いずれも「四十余士」中の知行取として同姓同名ないしは同姓で記されている。また、名に違いがあるとしても、初名と後名、「右」と「左」、「一」の字の有無、清

濁音の差、といったものである。

そうした点から、「木久森齋」なる人物とは、①「木久」は「杵」の析字で、本来は「杵(杉)森」、②「齋」は初名「齋之助」(注16)の頭文字で、書写の時点では呼称が不分明になっていた、との類推も全くの的外れではないように思う。

さて、戸田金兵衛は、父成政が忠昌に召し出され、嫡男と三男の家は断絶したものの、(二男の彼は)「於吉江慶安三年被召出」、貞享三年(一六八六)に養子弥次兵衛に跡目を譲っている。

同じく慶安三年、「於吉江被召出」の家臣には、熊野覚右衛門と浅見徳右衛門がいる。また、その二年後の承応元年には、内田小左衛門と大久保治太夫が、「於吉江被召出」ている。

このうち、熊野覚右衛門は、「忠昌公被召出(中略)、吉品公吉江へ御越之時分被召連吉江ニ而相勤」めていた父理左衛門(「四十余士」の「切米」の一人)が、延宝三年(一六七五)に隠居した際、「跡目被下」とある。傍線部を字義通りにとれば、父理左衛門は、明暦元年までは江戸にいたことになる。すると、その子覚右衛門が「於吉江慶安三年被召出」との記述は、慶安三年の時点において、理左衛門は江戸に単身赴任の身ではあるが、熊野家の屋敷は既に吉江に在った、ということを指し示しているのだろうか。

松岡藩の史実に照らせば、慶安元年に御館地が相定まり、翌二年九月には「侍屋鋪割被仰付」たわけだから、その可能性は否定できないように思う。まして、承応元年における二家臣の「於吉

江被召出」は、字義通りにとっても無理はないように思える。

ただし、立岩儀右衛門正長の嫡子正種に関して、「於吉江正保四年跡知被下」、また、溝口市左衛門勝重の嫡子隆重に関して、「正保四年於吉江家督被下」、さらには、江口半大夫幸村の嫡子九之丞（「四十余士」の「扈從」の一人）に関しても、「慶安二年於吉江跡知被下」とあり、慶安元年十二月に吉江御館が相定まったという事実を勘案するならば、「於吉江」については慎重を期す必要があるだろう。

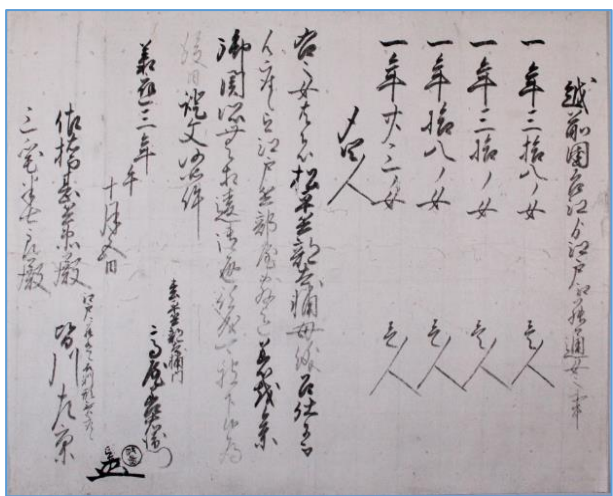
四

先年、某古書店から【資料1】に掲げる「関所女通行手形」を入手した。その手形は、承応三年（一六五四）十月五日に、昌親の「御附人之面々」の筆頭に記される高屋善右衛門（八百石）と知行高最上位の皆川左京（千石）の連名により、新居（荒井）関所の奉行である佐橋甚兵衛吉次と、番頭の三宅半七郎重吉に差し出されたもので、その内容は、昌親の母の召仕女として吉江より派遣する四人の女たちの通行許可願いである。

『訂寛政重修諸家譜』（続群書類従完成会 一九六五年）によると、佐橋甚兵衛吉次は、「正保四年十月十四日荒井の奉行に転じ、慶安元年三月十三日与力六騎、同心二十人を預けらる。（中略）明暦三年三月十三日荒井にをいて死」去している。また、三宅半七郎重吉に関しては、「承応九年正月二十八日荒井関所の番頭にうつ

り（後略）」とあり、通行手形中の「承応三年」とは合わないが、承応は四年までであり、「承応九年」は誤りである。『徳川幕臣人名事典』（東京堂出版 二〇一〇年）の「三宅重吉」の項には、「承応元年（一六五二）に新居関所の番頭となり」とある。

【資料1】「関所女通行手形」



越前国吉江より江戸江罷通女之事

一年三拾八ノ女 壱人

一年三拾ノ女 壱人

一年拾八ノ女 壱人

一年廿三ノ女 壱人

共 四人

右之女共者松平兵部太輔母儀召仕に而／御座候間江戸兵部屋敷迄差越参／御関所無相違御通行成可被下候為／後日証文仍如件

松平兵部太輔内

高屋善右衛門印（花押）

江戸ニ罷有候故判形無御座候

皆川 左京

承応三年十月五日

佐橋甚兵衛殿

三宅半七郎殿

なお、『国事叢記』の「寛永九壬申」の記事に、「越前より江戸へ罷越女、御関所罷通事、向後御家老中以判形可通旨、御老中御奉書到来。自是以来御家老中以判形通ル」とある。吉江藩は、福

井藩の支藩であるから、右の「御老中御奉書」の仰せは、同藩にも同断だろう。したがって、高屋善右衛門は国家老、皆川左京は江戸詰家老ということになる。

ともあれ、【資料1】の「関所女通行手形」は、藩主昌親の吉江入部の一年前には「御附人之面々」の一人である高屋善右衛門が、明らかに吉江に居住し、藩政に関わる執務を行っていたことを証している。「江戸時代の初めにはまだ独立した役所はなく、藩士の居宅が役所を兼ね、政務もここで執ることが多かった」（『福井県史 通史編3 近世1』）とするならば、藩主不在のこの時期は、家老職の高屋善右衛門の屋敷が役所を兼ねていたのかもしれない。それは、近松出生の翌年のことである。

五

さて、吉江にある西光寺は、本願寺第七世存如上人が、子息蓮如を伴って北陸教化を行った折に建立した一字を起こりとし、存如の長女如祐の婿永存を第一世、その次男存慶を第二世とする由緒ある寺である。『石田殿西光寺誌』（注17）によると、昌親の父である福井藩主松平忠昌は、厚く同寺に帰依し、寛永元年（一六二四）十一月、寺内門前諸役免許の制札を授与している。また、昌親も、寛文二年（一六六二）六月、改めて制札を授与、寛文七年（一六六七）五月には、後門出仏壇の寄進、更には延宝四年（一

六七六)、吉江御館の門を下賜し、それは今も寺の表門として使われている。

ところで、西光寺に対する厚志は、父忠昌の代からの帰依もさることながら、同寺第八世良助の室おとく(妙圓禅尼)が昌親の母の妹であることに依るところが大きい。

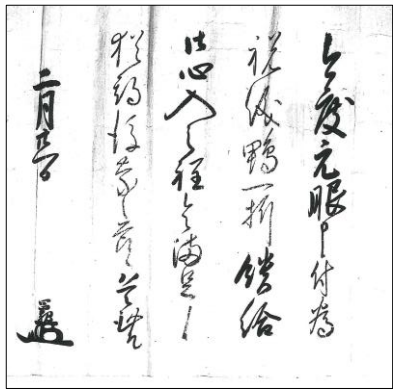
おとくは、寛文四年(一六六四)十一月六日、二女を残して享年二十五歳の若さで死去している。逆算すれば、寛永十七年(一六四〇)の生まれということになり、偶然ながら昌親と同じ年である。

この縁戚関係ゆえか、同寺には昌親からの書状が数多く残されている。【資料2・3】は、ともに昌親から西光寺宛に差し出された書状である(注18)。

『越前世譜』(注19)に、「(慶安)四年辛卯冬十二月廿八日錫爵従五位下押兵部大輔(割注略)更名昌親」とある。その折の宣旨・口宣案・位記が残されており(注20)、それらの末尾には「慶安四年十二月二十八日」とある。また、『越州御代規録』には、「(慶安四年)十二月廿五日光長公任三位中将
同月廿八日昌親公任従五位下
辰之助君兵部太輔昌親卿成玉」とある。

一方、元服については、『続片輦記』に、「承応元辰年 福松君御元服兵部大輔昌親公卜御改」(注21)とある。承応元年は、慶安五年(一六五二)九月十八日に改元だから、字義通りに解するならば、元服は同年の九月十八日以降となるが、「同月辰之助君

【資料2】「昌親書狀①」



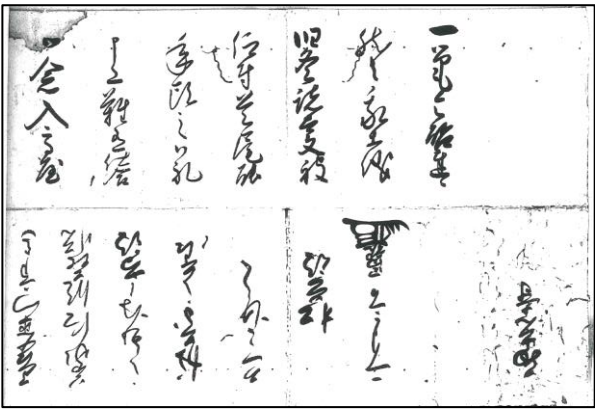
今度元服申付為
祝儀鳴一折饋給
御心入之程令満足候
猶期後音之節候

恐々謹言

二月廿一日 昌親

(花押)

【資料3】「昌親書狀②」



一筆令啓達候／然者我等儀／
旧冬諸事被／仰付首尾能／年
頭之御礼／申上難有仕合候／
御念入高屋／善右衛門方迄／
蒙仰段喜悦／之至存候尚期／
後音之節候／恐々謹言

松兵部

二月三日 昌親 (花押)

西光寺

兵部太輔昌親卿成玉」が元服を示唆しているとすれば、慶安五年一月になる。したがって、「昌親書状①」は、元服の御祝儀として西光寺が贈った「鴨一折」に対する、慶安五年又は承応二年の二月二十一日差し出しの御礼状と見なすことができる。

では、【資料3】「昌親書状②」の「旧冬諸事被仰付首尾能年頭之御礼申上」とは、いかなることを指しているのだろうか。

先ず、差出人に「松兵部昌親」とあるから、慶安四年十二月二十八日、又は同五年の一月以降ということになる。次に、「高屋善右衛門方迄蒙仰段」とあるから、明暦元年（一六五五）六月の昌親の吉江入部以前ということになる。

その間、「旧冬」仰せ付けられたことが首尾よく進捗し、年頭に御礼を申し上げたこととは、「錫爵従五位下拜兵部大輔」、「元日御登城」以外には考えられない。したがって、「昌親書状③」は、慶安五年二月三日差し出しということになる。

つまり、高屋善右衛門は、遅くとも慶安五年二月には吉江の地にあつて、家老として藩政に当たっていたということになる。それは、近松が生まれる一年前のことである。

以上、①松岡藩の史料からの類推、②福井藩の史料の再吟味、③新出資料の提示をもって、「（近松の）生れたところはけつきよく福井の地ということになる」という通説の「福井」は、「吉江（現鯖江市）」に改めるのが穏当である、ということ述べた。

(注)

- 1 田辺密蔵「近松門左衛門の所出に就て」(『国語と国文学』一九二五年八月号所収)
- 2 木谷蓬吟「近松門左衛門の系譜に就て」(『大坂人』創刊号一九二九年九月所収)
- 3 森修「近松門左衛門と杉森家系譜について」(『国語国文』一九五八年十月所収)。なお、氏が紹介した杉森家系譜乙・丙に、「賜三百石轟綱^(細)戸瀬中番三ヶ村之内領之」とある「三ヶ村」は越前国に存する。越前には数多くの相給(当地では「割郷」)村が存在していたのだが、その実態解明は容易ではなく、当該村内に吉江藩の領地が存したことの裏付けはまだ取れていない。
- 4 『続片聾記』は、『片聾記』の遺漏を増補し、その続編の執筆を志した福井藩士山崎英常の手になる福井藩の史書。上(『片聾記』と合冊)・中・下三冊が、一九五五〜五七年に刊行された。本稿での引用は、原本(福井市郷土歴史博物館蔵)を用いた。
- 5 「近松の初作のころ」(日本古典文学大系本『近松浄瑠璃集下』の月報28、一九五九年八月)
- 6 福井藩士伊藤作右衛門の手になる福井藩の史書。
- 7 「近松門左衛門の幼年時代について」(『人文研究』一九六一年七月)
- 8 右筆請込手伝書院番などを勤めた福井藩士井上翼章が著した福井藩の史書。一九七五年、歴史図書社から刊行(三上一夫校)

訂）された。本稿での引用は、松平文庫本（福井県文書館蔵）を用いた。

9 序跋・編者の記載なし。松平秀康の生まれた天正二年（一五七四）から十二代重富の明和七年（一七七〇）までの百九十七年間の福井藩の歴史を記録。福井県文書館蔵。

10 福井市郷土博物館蔵。山崎英常が写したもの。『続片聾記』の第十巻として、『続片聾記 下』に収載。本稿での引用は、原本を用いた。

11 福井県文書館蔵。「貞享三寅年郷村高付帳」と合冊。

12 幕末、世譜掛の田川清介が藩命により編纂した福井藩の史書。上・下二冊が、一九六一・六二年に刊行された。本稿での引用は、原本（福井県公文書館蔵）を用いた。

13 福井市郷土歴史博物館蔵。山崎英常が弘化二年（一八四五）に写したもの。『続片聾記』の第九巻として、『続片聾記 下』に収載。本稿での引用は、原本を用いた。

14 『福井市史 資料編 4 近世二藩と藩政（上）』（一九八八年刊）に収載。

15 後述の熊野理左衛門のように、隠居後も「吉江ニ被指残罷在郡方之御用相勤」といった例もあるから、『続片聾記』の記載が誤りであるとの断定はできない。

16 杉森家系譜の丙には「稚名」とあるが、甲には冠辞はなく、乙には「初」とあるから、「初名」である可能性はある。

17 西光寺の略歴を記した墨書、和綴本。「識」に、昭和四十三年十一月、門徒の小山巖氏が、当時の住職第二十一世照寿の依頼により整理・編纂した、とある。

18 西光寺文書（福井県文書館【資料群番号】F0034）

19 八代藩主吉邦の命で、伊藤龍洲（宜斎）が編修した福井藩史。享保三年（一七一八）完成。福井県公文書館蔵

20 福井県公文書館蔵。

21 『片龔記』にも、同様の記載がある。

〔付記〕

本稿を成すに当たって、西光寺様並びに福井県文書館各位には、資料の閲覧と掲載において、また福井市郷土歴史博物館・鯖江市まなべの館各位には、資料閲覧に格段のご高配をたまわりました。記して、深謝申し上げます。